

浦安市社会福祉法人の運営における諸課題に関する第三者検討委員会  
の設置並びに組織及び運営に関する要綱

(設置)

**第1条** 本市における社会福祉法人の運営における諸課題に関し、行政が課題解決のためにとるべき方法及びその手続について、公平かつ中立的な観点から専門的な知見を持つ第三者による客観的な検討等を行うため、浦安市附属機関の設置等に関する条例（令和4年条例第2号。以下「条例」という。）第2条第2項の規定により、条例別表第2の類型の欄に掲げる行政運営において生じる課題等の検証等に係る委員会に該当するものとして「浦安市社会福祉法人の運営における諸課題に関する第三者検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を設置する。

2 検討委員会の設置期間は、令和8年2月24日から第7条の報告が完了する日までとする。

(検討委員会の所掌事務)

**第2条** 検討委員会は、本市における社会福祉法人の運営における諸課題に関し、行政が課題解決のためにとるべき方法及びその手続について、検討、調査及び提言（以下「検討等」という。）を行う。

(組織)

**第3条** 検討委員会は、委員3人以内をもって組織する。

(委員)

**第4条** 委員は、法律、公会計、社会福祉法人運営等に識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

2 委員の任期は、第7条の報告が完了する日までとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委員長)

**第5条** 検討委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

**第6条** 検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 検討委員会の会議は、在任委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 検討委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 検討委員会の会議は非公開とする。

(検討等の結果の報告)

**第7条** 委員長は、第2条に係る検討等を終えたときには、その結果を文書により、速やかに市長に報告しなければならない。

(庶務)

**第8条** 検討委員会の庶務は、福祉部高齢者福祉課において処理する。

(補則)

**第9条** この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別で定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年2月24日から施行する。

(失効)

2 この要綱は、第1条第2項に規定する期間の末日限り、その効力を失う。